建設局総務部職員課長以下、市職建設局支部長以下との本交渉

令和７年３月26日　大阪市職員労働組合建設局支部との交渉（議事録）

【時間外労働及び休日労働に関する協定（36協定）の締結について】

（局）

それでは、『時間外労働及び休日労働に関する協定（36協定）』の締結に関する団体交渉を始める。

はじめに、協定案を提案する前に、令和６年４月以降に発生した特別延長については、協定の範囲内で適切に運用しており、前月までの事務折衝については市ホームページに掲載していることを報告する。

36協定職場ではないものの、下水道部調整課において職員就業規則に定める、複数月で月平均80時間を超過する時間があった。この事案は、時間外勤務の時間数管理に際して、休日勤務により週の労働時間 40時間を超える時間数があったものの、総務事務システムの利用に不慣れで、月の合計時間に当該時間を含めて表示していない画面により確認を行っていたため、２か月間で 平均 80 時間を超過することとなったものである。再発防止にあたっては、適切なデータを把握し、時間数の多い職員については、当該職員に業務状況と今後の見込みについて確認し、上限規制のルールを共有するとともに、ルールを逸脱することがないよう徹底するように局内周知してきたところである。

今後このようなことが起きないよう、３６協定にかかる分も含めて、所属職員の労働時間管理を適切に管理していきたいと考えているのでよろしくお願いする。

それでは、令和７年度の『36協定の締結』について、提案する。

まず、局としては、『36協定』遵守の徹底を図るため、年度当初に管理監督者をはじめとする職員への協定内容等について周知し徹底に努めているところである。

また、いずれの事業所についても業務内容等に変更は無く、昨年度　引き続いて36協定の対象職場として別記に記載している。

（支部）

ただいま、職員課長より説明があったが、３６協定職場ではないものの、下水道部調整課において職員就業規則に定める、複数月で月平均８０時間を超過する事案１件が判明したことについて、昨年度も同様の事象が発生しており、管理職への周知が徹底されていないのではないかと疑問視する。

また、３６協定に関わっては、特別延長による協議件数が増加傾向であり、時間外労働を行うことが当たり前のようになっているのではないかと危惧する。

これまでも何度も申し上げているように、本来、超過勤務命令は業務遂行上やむを得ないものに限り行うものとして、また命令権者である管理監督者が協定内容を遵守し、責任をもって業務命令を行う必要があると認識しているが、局の認識はいかがか。

（局）

超過勤務命令は、あくまでも臨時の必要がある場合において命じることができるものであり、超過勤務の命令権者である管理監督者は、その認識のもと超過勤務の必要性を十分精査し、業務命令を行う責任を有するものと認識しているところである。

超過勤務を命令する場合においては、職員個々の超過勤務時間を適正に管理するとともに、計画的な業務執行や業務負荷の分散等に努めるよう、管理監督者に対しより一層の管理の徹底を図ってまいりたい。

（支部）

再三にわたり、職員就業規則に定める、複数月で月平均８０時間を超過したことは、遺憾である。

管理職として普段から職場内の風通しをよくし、コミニケションを十分に図り改善を行うよう強く要請する。

また、職員課長より、３６協定の遵守に努めるとの発言があり、時間外労働について安易な超過勤務命令とならないよう取り組むとの局の認識のもと、『36協定』の締結にかかる本提案は、支部として大綱的に了承する。

ただし、今後、組織再編に伴う業務執行体制の変更などにより協定書の内容に変更が生じる場合や、職員の勤務労働条件に影響が生じる場合には、時宜を失しない対応を要請しておく。

（局）

業務執行体制の変更により協定書の内容に変更が生じる場合や、職員の勤務労働条件に影響が生じる場合には、時宜を失することなく交渉していきたいと考えているのでよろしくお願いする。

続きまして、『36協定』に基づく協議方法について、提案する。

協議方法につきましては、多くの協定締結職場があること、及び特別延長の事由が協定書に定める通り限定的であることなどから、今年度と同様、事務折衝において協議をさせてい

ただき、必要に応じまして本交渉を行うこととしたいと考えているのでよろしくお願いする。

（支部）

協定に基づく協議については、必要に応じて本交渉を行うとの認識の下、都度の協議方法は、事務折衝で行うことについて、支部としても了解する。

しかしながら、今後も引き続き、適正な取り扱いがなされるよう職制として今一度、36協定の意義を再認識していただき協定遵守の徹底を強く申し入れておく。

（局）

それでは、以上で終了する。